

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市清水ひびきワーク
 静岡市清水なぎさホーム
 静岡市清水うなばら学園
 静岡市清水うしおワーク
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

ウ 更新を行う障害者福祉施設で、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が求められる施設

【該当理由】

当該施設の利用者は、心身に重い障がいがあり、特別の支援が必要である。

昭和57年から静岡市しみず社会福祉事業団が管理運営を継続しており、職員は各利用者の特性を理解し、適切な処遇を継続して行っている。また、当該施設は通所の施設であるが、長期間継続して通所している利用者も多く、職員の変更などの環境の変化は影響が大きい。

以上のことから、現に当該施設の管理運営において良好な実績を残している現在の指定管理者によるサービス提供の継続が望ましいと考える。

イ 募 集 期 間 令和2年10月19日～令和2年11月18日

ウ 募集対象団体 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和2年12月2日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月2日

イ 審査委員会

委員長 戸塚 直子（障害福祉企画課長）

委員 竹田 憲司（地域リハビリテーション推進センター所長）

〃 萩原 弘樹（清水福祉事務所障害者支援課長）

〃 佐野 可代子（静岡市清水手をつなぐ育成会会長）

〃 酒井 美香（静岡市重症心身障害児（者）を守る会会員）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

(イ) 点 数 83.8点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）

(ウ) 指定管理料提示額 完全利用料金制

イ 総 評（選定の理由等）

(ア) 事業計画が、市が提示した仕様書の内容に適合し、利用者ニーズに基づく安定的・継続的なサービスの提供が行われる見込みであること。

(イ) 4施設を一体的に管理することにより、事務、人員配置、経費等の効率化のみではなく、利用者が利用するサービスや施設を変更する必要がある場合の対応等、利用者のサービスの向上が見込まれる提案であったこと。

(ウ) 仕様書に記載した資格、免許等を有し、事業運営に必要な人員が確保されており、なぎさホームにおける作業療法士の配置と看護師の増員、うしおワークにおける目標賃金達成指導員の配置など、仕様書以上の基準で人員の配置が計画されており、利用者に対し、手厚いサービスの提供がされる見込みであること。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月11日

(7) 公 告 令和3年3月15日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市清水ひびきワーク、静岡市清水なぎさホーム
 静岡市清水うなばら学園、静岡市清水うしおワーク

基本項目	審査項目	比率①	評価 ②	点数 ①×②
1. 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【15点】	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。	× 1		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	【所見欄】			
2. 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。【30点】	必要な収入、経費が全て計上されており、収支計画は妥当か。	× 1		
	利用者のニーズを把握し、サービスの向上のための方策・創意工夫が示されているか。	× 2		
	当該4施設を一体的・効率的に管理するための工夫が示されているか。	× 2		
	経費削減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	× 1		
	【所見欄】			

基本項目	審査項目	比率①	評価 ②	点数 ①×②
3. 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【45点】	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。	× 2		
	仕様書に記載した資格、免許等を有し、事業運営に必要な人員が確保されているか。（又は新規雇用等が確実に見込めるか。）	× 1		
	利用者の障がいの特性を理解し、継続的かつ安定的な支援を提供する取組が示されているか。	× 2		
	職員研修等、人材育成のための計画を有しているか。	× 1		
	個人情報保護等の日常的な安全管理及び事故、災害等緊急時の対応について、具体的な対策が示されているか。	× 1		
	利用者への虐待防止や苦情解決に対して、具体的な取り組みが示されているか。	× 1		
	地域と利用者、また利用者同士の交流を図る等、開かれた施設運営のための具体的な取り組みが示されているか。	× 1		
【所見欄】				
4. 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】	財務諸表等の状況について、損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、また貸借対照表において債務超過となっていないか。	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況は適正か。（損失が続いていないか。）	× 1		
【所見欄】				

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】